

## 件 名

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について

## 提案理由

所掌事務の移管をするため、埼玉県教育局組織規則の一部を別紙のとおり改正したので、審議願います。

## 概 要

- 1 現行規則の内容  
埼玉県教育委員会の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、事務局の組織、所掌事務、職制等に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容  
教職員課の所掌事務である「教育委員会に係る争訟に関すること。」を、総務課へ移管する。
- 3 施行期日  
令和4年4月1日

改正案	現 行
<p>埼玉県教育局組織規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(教育総務部各課の所掌事務)</p> <p>第四条 総務課においては、次の事務を所掌する。  <u>一～十八 (略)</u>  <u>十九 教育委員会に係る争訟に関すること。</u>  <u>二十～二十二 (略)</u></p> <p>第四条の二・第五条 (略)</p> <p>第六条 教職員課においては、次の事務を所掌する。          一～八 (略)  <u>(削る。)</u></p> <p>第七条～第二十五条 (略)</p>	<p>埼玉県教育局組織規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(教育総務部各課の所掌事務)</p> <p>第四条 総務課においては、次の事務を所掌する。          一～十八 (略)  <u>(新設)</u>  <u>十九～二十一 (略)</u></p> <p>第四条の二・第五条 (略)</p> <p>第六条 教職員課においては、次の事務を所掌する。          一～八 (略)  <u>九 教育委員会に係る争訟に関すること。</u></p> <p>第七条～第二十五条 (略)</p>

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 教育委員会に係る争訟に関すること。

第六条第九号を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。